

追加費用等

【現状】

- 国共済・地共済の現行制度創設時（国共済は昭和34年、地共済は37年）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も年金として支給することとされた。恩給期間分は元来、保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえ、国・地方公共団体等が「追加費用」として負担している。

- 平成17年度の追加費用額

国共済	4,702億円	税負担分 3,315億円 郵政等分 1,387億円
地共済	1兆1,896億円	
合計	1兆6,599億円	

- 今後の見込み

- ・平成18年度以降（国共済＋地共済） 約19兆円

（注）平成17年度末現価。なお、平成18年度は予算額、平成19年度以降は平成16年財政再計算ベース。

- 追加費用対象者数（平成17年度末） 215万人

（内訳）国共済64万人（うち郵政等分約18万人）、地共済151万人

- 平成17年度の文官恩給額

国支給	356億円
地方公共団体支給	489億円
合計	845億円

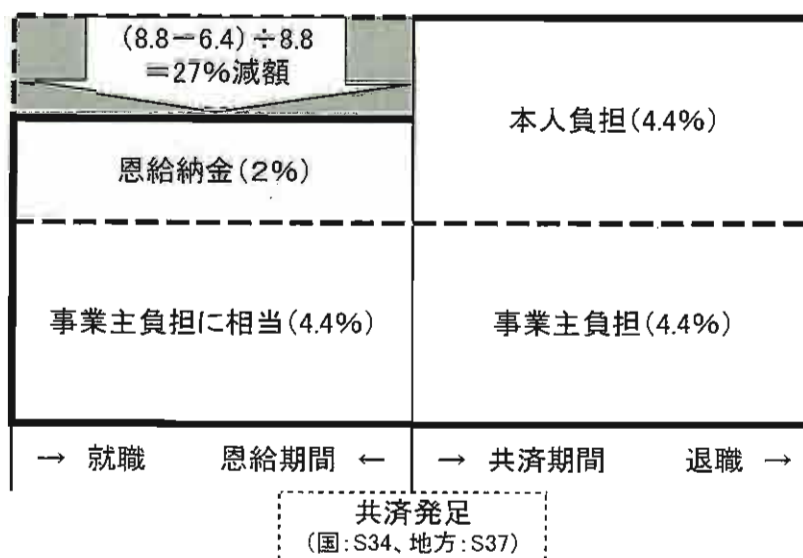
- 文官恩給対象者数（平成17年度末） 約7万人

（内訳）国支給 約3万人、地方公共団体支給 約4万人

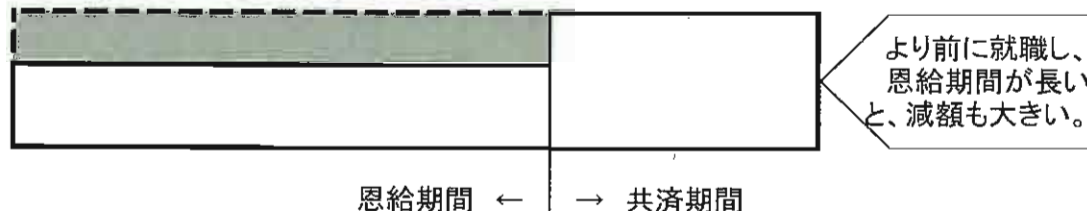
追加費用の減額について

1 基本的考え方

○恩給期間に係る給付(追加費用財源)について、負担に見合った水準まで一律に27%減額。



※恩給期間の長短によりどれだけ減額するかが変わる。



(例)勤続期間35年の者について恩給期間10年、共済期間25年の者であれば、 $27\% * 10/35 = \text{約}8\%$ の減額となる。

2 配慮措置

○受給者の生活の安定を確保し、その財産権を保障する観点から、以下の配慮措置を講じる。

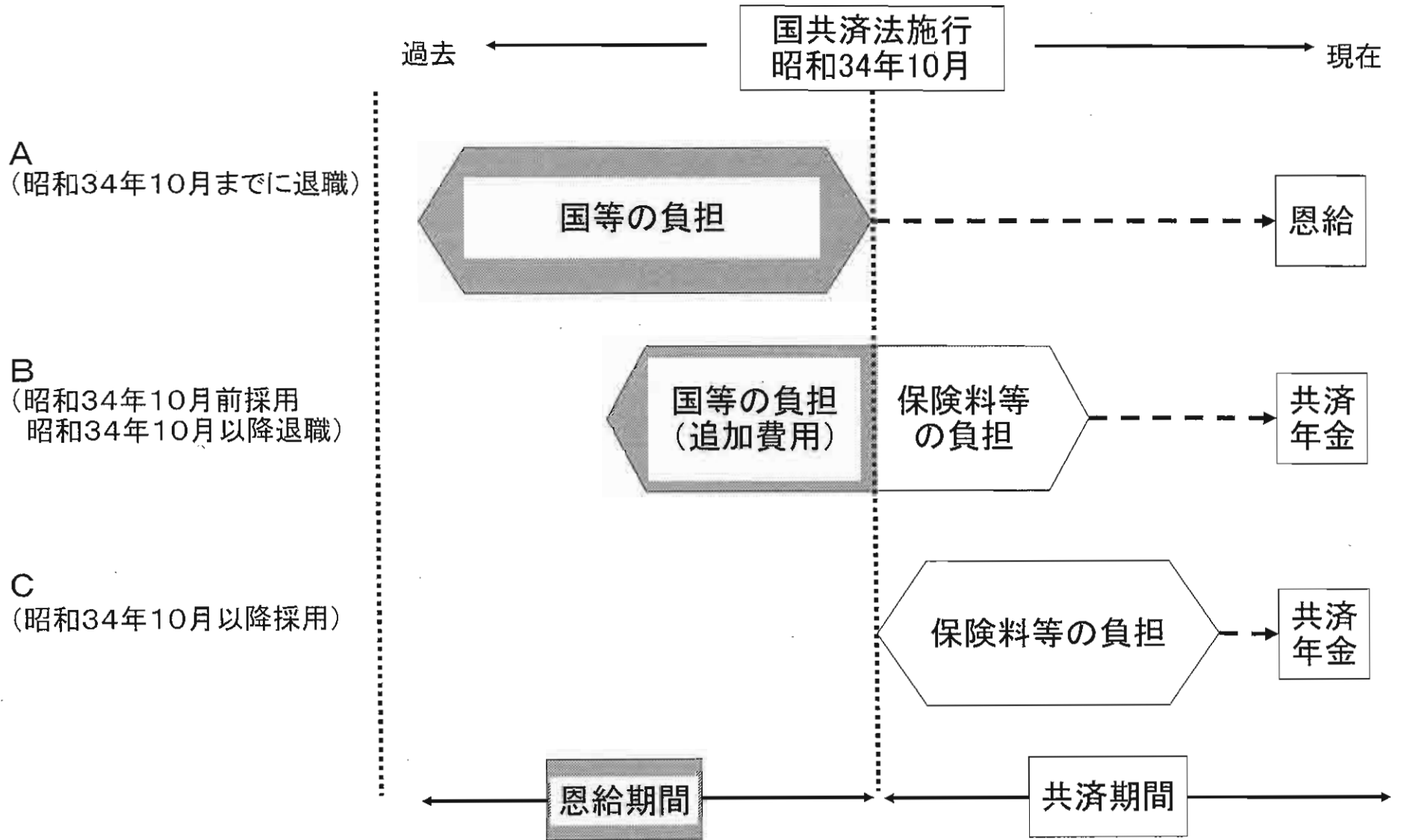
①給付額減額率の上限

給付額(恩給期間と共済期間の合計)に対する削減率に10%の上限を設けることとする。

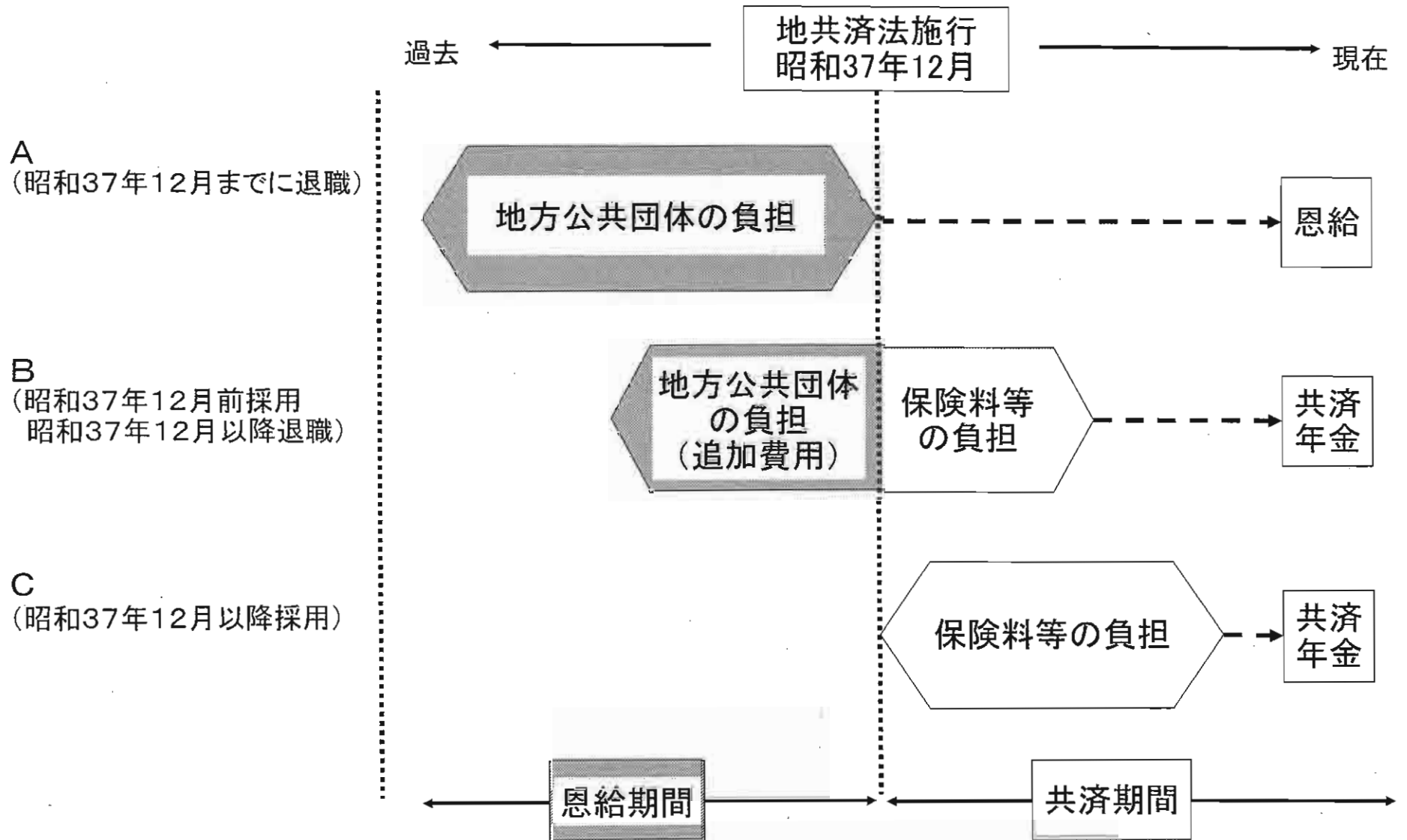
②減額対象の下限

250万円/年以下の給付(恩給期間と共済期間の合計)は減額しない。

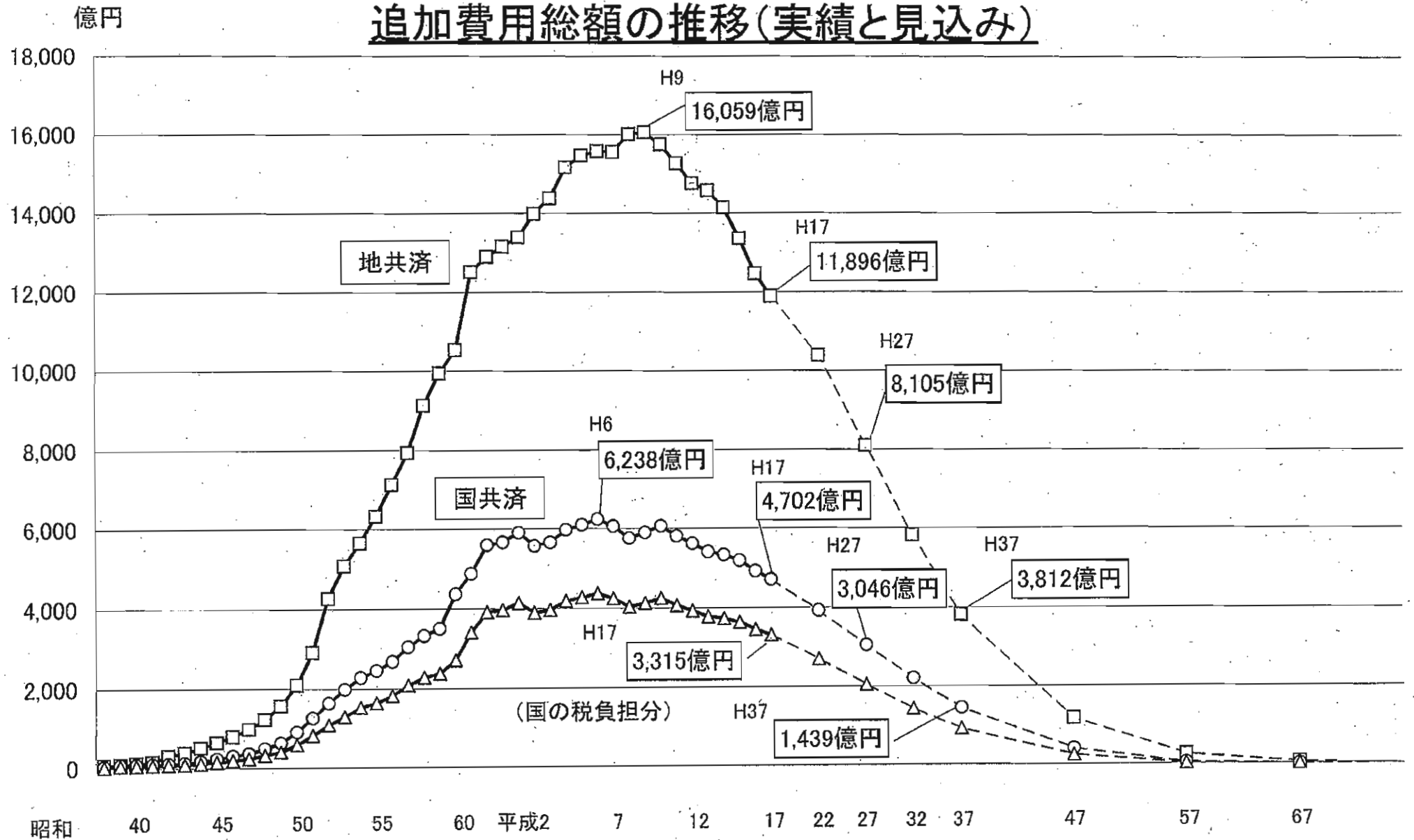
国家公務員共済年金における追加費用の概要



地方公務員共済年金における追加費用の概要

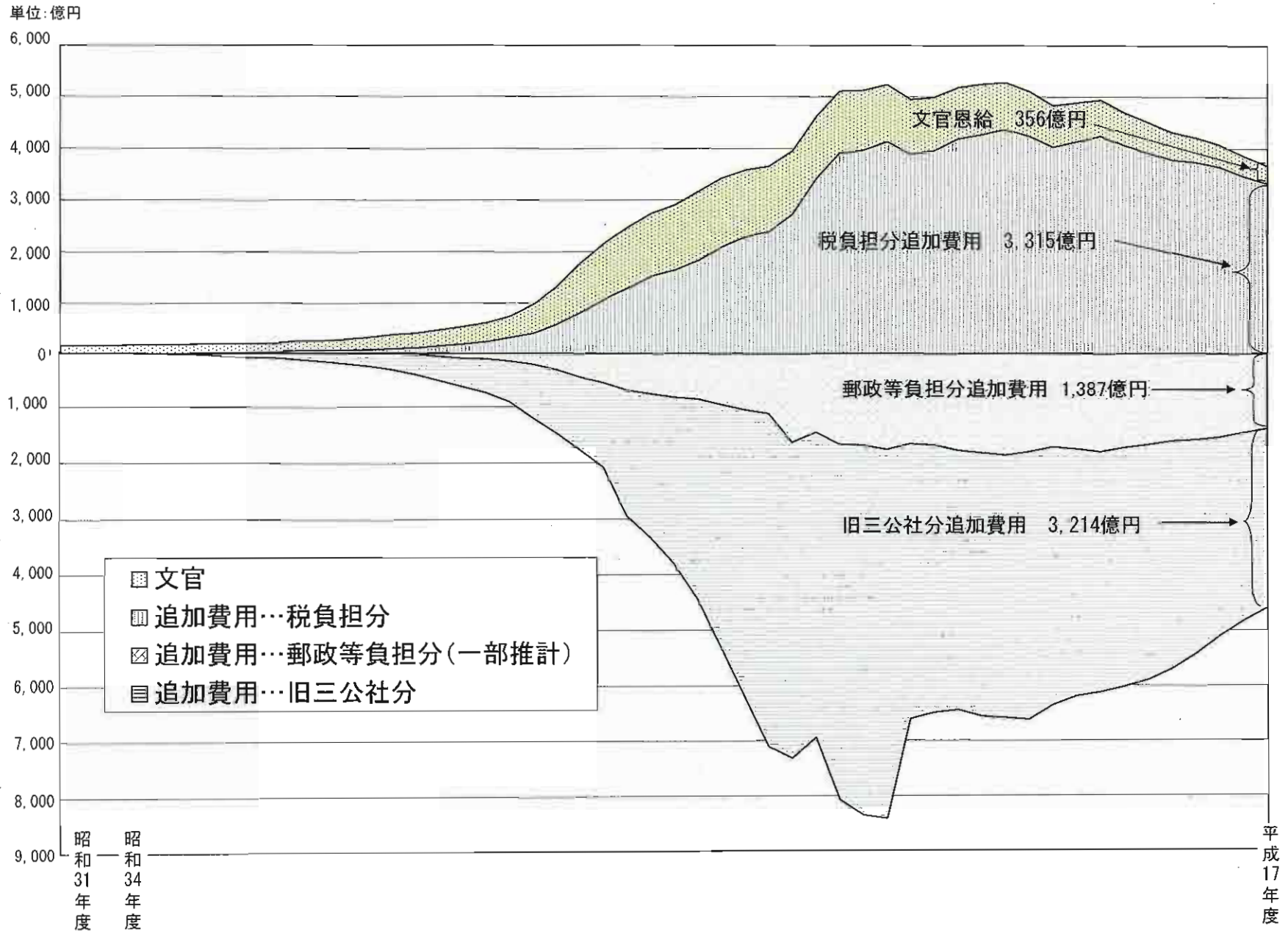


追加費用総額の推移(実績と見込み)



(注) 追加費用は、平成17年度までは実績値、平成18年度以降は平成16年財政再計算に基づく見通しである。
 国共済の—△—は税負担分(過去分は一部推計)。

文官恩給(国支給)と追加費用(国共済)の推移



(注) 1. 旧三公社分は、JT、NTT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JR分)が負担している。

2. 郵政等負担分は、日本郵政公社、(独)国立印刷局及び(独)造幣局が負担している。